

ID: 158

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町体験農園等施設条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第126号		
【根拠条文】			
(利用の許可)			
第7条 体験農園の施設又は備品を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ町長又は指定管理者の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。			
2 町長又は指定管理者は、その理由が次のいずれかに該当する場合は、前項の許可を与えないことができる。			
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。			
(2) その他、不相当と認められるとき。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日